

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

(1) 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況は有りません。

(2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

① 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産  
取得価額の10%を残存価額とし取得価額に償却率を乗ずるする定額法。耐用年数到来時においても使用する資産はそれまでの償却方法を延長し備忘価額(1円)まで償却を行う。
- ・平成19年4月1日移行に取得した有形固定資産  
残存価額をゼロとし償却累計額が取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却する、償却率を乗ずる定額法。
- ・無形固定資産  
当初より残存価額をゼロとし、償却率を乗ずる定額法。

② 引当金の計上基準

- ・賞与引当金  
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。
- ・退職給与引当金  
岡山県民間保育所協議会退職共済制度に基づき、事業所負担額の累計額を計上しています。

当法人に有価証券及びリース資産は有りません。

(3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

該当なし

(4) 法人で採用する退職給付制度

加入している退職共済制度は、次のとおりです。

- ・確定給付型退職給付制度 — 岡山県民間保育所協議会が主催する退職共済制度
- ・確定拠出型退職給付制度 — 独立行政法人医療福祉機構が主催する退職共済制度

(5) 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっています。

- ① 法人全体の計算書類  
(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
  - ② 社会福祉事業拠点区分における事業区分内訳表  
(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
  - ③ 各拠点区分における拠点区分計算書  
(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- 当法人は社会福祉事業のみを実施の為、以下の作成を省略しています。  
(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- ④ 社会福祉事業区分における拠点区分の内容  
「広野保育園」 — (法人本部、広野保育園)  
「広野児童クラブ」  
「清泉児童クラブ」

(6) 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	22,683,307	0	0	22,683,307
建物	24,556,223	0	2,931,815	21,624,408
定期預金	0	0	0	0
合計	47,239,530	0	2,931,815	44,307,715

(7) 基準第22条第4項及び第6項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 広野保育園拠点区分において減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金を836,133円取崩した。
- ・ 広野児童クラブ拠点区分において減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金を630,100円取崩した。
- ・ 清泉児童クラブ拠点区分において減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金を247,875円取崩した。

(8) 担保に供している資産に関する事項

該当なし

(9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	120,944,950	99,320,542	21,624,408
建物	12,092,387	10,272,928	1,819,459
構築物	44,739,916	29,785,495	14,954,421
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	36,683,560	31,287,735	5,395,825
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	294,000	294,000	0
合計	214,754,813	170,960,700	43,794,113

(10) 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし

(11) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

(12) 関連当事者との取引の内容に関する事項

該当なし

(13) 重要な偶発債務

該当なし

(14) 重要な後発事象

- ・ 固定資産管理台帳の基本財産及びその他の資産の科目、仕訳分類精査による科目配置変更をする

(15) 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

該当なし

(16) その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ① 会計処理上の見積方法の変更 — 該当なし
- ② 新たに採用した会計処理に関する事項 — 該当なし
- ③ 勘定科目の内容について特に説明を要する事項-該当なし
- ④ 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項 — 該当なし